# 英国におけるアフォーダブル住宅・ワークスペースの展開

## 計画義務の活用による都市空間のアフォーダビリティの確保

### Affordable Housing and Affordable Workspace in the United Kingdom

-Ensure Affordability of Urban Space Using Planning Obligations

北崎 朋希 三井不動産株式会社

Tomoki KITAZAKI

#### 1. はじめに

欧米各国では、1980年代の新自由主義の台頭によって、公的セクターによる社会住宅の供給が減少し、民間セクターによるアフォーダブル住宅の供給が住宅政策の中核となっている。なかでも英国は、米国に次いでアフォーダブル住宅の整備にいち早く取り組んできたが、近年では住宅のみならず、オフィスや店舗といった用途にまで、アフォーダビリティの確保に注力している。本稿では、英国の中でもジェントリフィケーションが深刻化するロンドン市を対象に、どのように都市空間のアフォーダビリティを維持しようとしているのかを明らかにする。

#### 2. 民間都市開発によるアフォーダブル住宅の供給

#### (1) イングランドにおけるアフォーダブル住宅の定義

英国は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北 アイルランドから構成される連合王国である。そのため、各 地域において独自の議会が存在し、異なる地方自治制度を 有している。ロンドン市が位置するイングランドでは、法 的にアフォーアブル住宅の定義は存在しないため、曖昧に 使われていることが多いとの指摘がある1)。2005年に副首 相府の住宅・計画・地方政府・地域特別委員会が住宅のア フォーダビリティと供給に関する調査を実施したが、そこ での定義は「賃貸でも購入でも, 一般市場で住宅を購入す る余裕のない人々のニーズを満たす補助金付きの住宅」と された。そのような住宅には、政府からの補助金を受けて 自治体が建設する公営住宅(Council Housing)と、非営利 団体である住宅協会を含む登録民間事業者が建設する住宅 を総称した社会住宅(Social Housing)が代表的である。こ の社会住宅は、市場価格(家賃又は販売価格)の5~6割に 設定され, 低所得者, 高齢者, 障がい者, 路上生活者など を対象としている(1)。

一方、レベルアップ・住宅・コミュニティ省が自治体向

けに開発計画(Development Plan)<sup>(2)</sup> の策定に関する方針を整理した全国計画政策方針(National Planning Policy Framework)によれば、アフォーダブル住宅は市場価格の8割以下と規定されているため、中所得者層も含めたより広い社会的階層を対象とした住宅といえる<sup>2)</sup>。

#### (2) アフォーダブル住宅の供給方法

レベルアップ・住宅・コミュニティ省によれば、図1に示したように年間 4~6万戸のアフォーダブル住宅が供給されており<sup>(3)</sup>、8割が民間事業者によって整備されている<sup>3)</sup>。こうした民間事業者によるアフォーダブル住宅は、長らく政府や自治体からの補助金によって建設されてきたが、図2

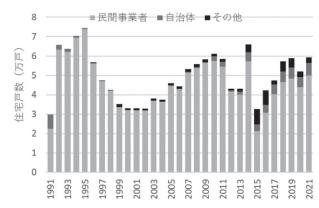


図 1 アフォーダブル住宅建設戸数の推移

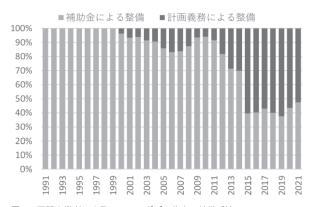


図 2 民間事業者によるアフォーダブル住宅の整備手法

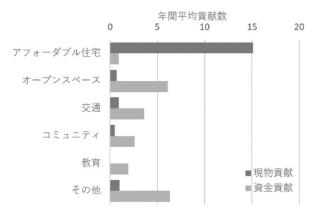


図3 一自治体あたりの年間貢献数

に示したように 2015 年以降は全体の約5割が都市開発に 伴う計画義務として整備されている。イングランドでは、1992 年に計画政策指針 (Planning Policy Guidance) において, 各自治体の開発計画にアフォーダブル住宅の供給方針を明 記するように指導した。これを受けて多くの自治体では、建 築物の新築・増改築・用途変更に必要とされている計画許 可において、都市開発による影響の軽減などを目的に民間 事業者へ要求する計画義務の項目に、アフォーダブル住宅 の供給を規定するに至った。これが都市開発を行う民間事 業者がアフォーダブル住宅を整備する契機となった。

レベルアップ・住宅・コミュニティ省が作成した 2016年 度の計画義務に関するモニタリングレポートをみると、図3 に示したように計画義務における現物貢献<sup>(4)</sup> ではアフォー ダブル住宅が最も多く、貢献の金銭評価額は約40億ポン ドと最大となっている<sup>4)</sup>。このようにイングランドでは、ア フォーダブル住宅の供給において都市開発における計画義 務は重要な政策実現手段となっているのである。

#### (3) シティにおけるアフォーダブル住宅の導入

ロンドン市中心部にあるシティ・オブ・ロンドンでは、計 画義務の運用方針を規定した補足的計画文書において、ア フォーダブル住宅の整備を提示している。10 戸以上の住宅 開発では、全住戸の35%をアフォーダブル住戸とするか、 敷地外にアフォーダブル住宅を整備するために1戸あたり 約 44 万ポンドの資金貢献を求めている<sup>5)</sup>。また,オフィス や商業施設、ホテルなどの商業不動産開発においても、ア フォーダブル住宅を建設するのに必要な資金を確保するた め、床面積 1m<sup>2</sup> あたり 50 ポンドの資金貢献を求めている。

シティが作成した 2018 年度のモニタリングレポートをみ ると、2016年4月から2019年3月まで123の協定を締 結し、1 億 6,630 万ポンドの資金貢献を得ている。内訳を みると、図4に示したようにアフォーダブル住宅が最も多 く、8,410 万ドルの資金を集めて 2,520 万ドル利用してお り、この資金を用いて、アフォーダブル住宅 141 戸の年間

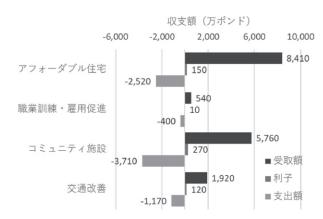


図 4 2016~2018 年度までの資金貢献の実績

供給目標に対して 369 戸の供給を確保した60。なお、シティ 内では住宅開発の場合、敷地内にアフォーダブル住宅を併 設するよりも, 敷地外にアフォーダブル住宅の整備資金を 負担した方が事業の収益性が高くなるため、住宅開発にお いてアフォーダブル住宅を併設する事例は少ない。

近年、アフォーダブル住宅整備のために最も多く資金貢 献したのが、2016年に計画許可を取得した超高層建築物1 Undershaft である(図5)。この建物は、シティ中心部で最 も高い建物となる地上 73 階建て、建物高さ 305m、延床面 積 15 万 4,000m<sup>2</sup> のオフィスを中心とした複合施設である。 この都市開発による計画義務としては、資金貢献としてア



図 5 資金貢献した 1 Undershaft (出典: Eric Parry Architects)



図 6 市役所近くに建設されたアフォーダブル住宅 (出典: Berkeley Group)

フォーダブル住宅 200 万ポンド, 職業訓練・雇用促進 3 万ポンド, モニタリング費用 6,000 ポンドを提供した。

資金貢献を活用して 2016 年に竣工したアフォーダブル住宅 Horace Jones House は、1 ベッドルーム 14 戸、2 ベッドルーム 15 戸、3 ベッドルーム 14 戸の計 43 戸の賃貸住宅であり、テムズ川対岸のサザーク区にあるロンドン市役所近くに建設された(図 6)。シティでは、アフォーダブル住宅の開発用地が少ないため、隣接する区の協力を得てアフォーダブル住宅を建設している場合が多く、住戸のうち一部は隣接する区のアフォーダブル住宅として活用されている。

#### 3. アフォーダブルワークスペースへの展開

#### (1) 取り組みの背景と導入状況

ロンドン市では、開発計画である「ロンドンプラン 2021」において、民間都市開発にアフォーダブルワークスペースの導入を求める新たな戦略方針を追加した<sup>7)</sup>。既に複数の区では、2010年代初頭から同様の政策が展開されており、これを市全体の方針として位置付けたものである。この方針は、ロンドン市がテクノロジーやクリエイティブな産業の最前線に位置し、国内外から才能の溢れる人材が集まるようにするため、イノベーションや起業しやすいビジネス環境を整備する取り組みの一環として導入された。

これまで、低廉なワークスペースは、ビジネスの初期段階にある起業家やクリエイターの活動拠点となり、経済成長や雇用創出に大きな役割を果たしてきた。しかし、こうした空間が集積する都心近郊では、過去 10 年間でオフィス賃料が 53%上昇しており、都心との価格差が徐々に消滅しつつあった8)。こうした背景には、新規のオフィス供給の不足と、オフィスから住宅へのコンバージョンの増加が要因である。そのため、アフォーダブルワークスペースの導入は、こうした環境を再生することを目的としている。

ロンドンプランでは、特定の社会的、文化的、経済的発展のために、市場価格よりも低い賃料でワークスペースを確保する必要がある場合、計画義務を活用することが出来ると明記している。対象となる利用者は、慈善団体、コミュ

ニティ組織, 社会的起業家, アーティストやパフォーマー, スタートアップやアーリーステージのビジネスなどを想定している。

ロンドンの経済団体 BusinessLDN の調査によれば、2022年9月時点で市内にある32区中17区において、既にアフォーダブルワークスペースの導入を義務付ける明確な基準が制定されている<sup>9)</sup>。表1は市中心部であるインナー・ロンドンの各区におけるアフォーダブルワークスペースの附置基準を整理したものである。これをみると、対象事業は床面積500~1,000m²以上の商業不動産開発とする区が多く、広さとしては用途別床面積の10~20%、設置期間は10年以上を市場価格の50~90%で賃貸することを要求している。また、運営は自治体が賃借して運営事業者に転貸する場合もあれば、費用を削減するために民間事業者が運営会社を設立している場合も存在する。なお、一部の自治体では、アフォーダブルワークスペースの集積や相乗効果を目的として、敷地外に整備することも可能となっている。

#### (2) イズリントン区における導入状況

シティの北部に隣接するイズリントン区やハックニー区 では、ロンドン市内でも早くからアフォーダブルワークス ペースの導入に取り組んできた。このうちイズリントン区 では、2011年に策定した開発計画のコア戦略において、商 業不動産開発を対象にアフォーダブルワークスペースまた はアフォーダブルリテールの導入を明記した<sup>10)</sup>。具体的に は、区内の都心アクティビティゾーンにおいて都市開発を 行う民間事業者は、500m<sup>2</sup>以上の商業不動産開発を実施す る場合、計画義務として用途別床面積の少なくとも 10%は アフォーダブルワークスペースまたはアフォーダブルリテー ルを整備する必要がある11)。民間事業者は、そのスペース を区に10年間、低廉な賃料で賃貸する必要があり、区は運 営事業者を募集して, 区内の起業家や中小零細企業に転貸 している。区では、地域のビジネスクラスターの多様性や ダイナミズムは、同じセクターや補完的なセクターの零細 企業や中小企業が、小さな地理的範囲に拠点を置くことが できるかどうかが重要であると考えており、企業が互いに

表 1 アフォーダブルワークスペースの附置基準

自治体	対象事業	設置基準	設置期間
カムデン区	延床面積1000m²以上の開発	ワークスペースの20%を市場価格よりも50%低い賃料で提供	
ハックニー区	オフィス床面積1000㎡以上の開発	オフィスの10%は市場価格よりも40%(一部地区では60%)低い賃料で提供	恒久的
イズリントン区	延床面積500m²以上の商業不動産開発	オフィス又は店舗床面積の10%を市場価格を下回る賃料で提供	少なくとも10年間
ケンジントン・チェルシー区	オフィス床面積5,000㎡以上の開発	オフィス床面積の10%を市場価格の50%の賃料で提供	20年間又は恒久的
ランベス区	オフィス床面積 <b>1,000</b> ㎡以上の開発	オフィス床面積の10%を市場価格の20~80%(地域で異なる)の賃料で提供	15~25年間
ルイシャム区	主要な商業不動産開発	オフィス床面積の10%を提供	
サザーク区	延床面積 <b>500</b> ㎡以上の開発	オフィス床面積の10%を市場価格を下回る賃料で提供	少なくとも30年間
タワーハムレッツ区	延床面積1,000㎡以上の商業不動産開発	オフィス床面積の10%を市場価格よりも10%低い賃料で提供	10年間以上
ワンズワース区	オフィス床面積を有する開発	賃貸床面積の10%を市場価格より20%低い賃料で提供	恒久的

取引し、知識、資源、スキルを共有していくことでコミュ ニティの富を蓄積し、地域内で再投資するエコシステムの 構築を目指している。

次に具体的な都市開発における計画義務を紹介する。2011 年. 地元開発事業者がシティ中心部まで 1.5km の距離にあ る土地 1.9ha を取得し、27 階建て、720 戸の住宅と 1 万 m<sup>2</sup> のオフィスを有する高層建築物 250 City Road の計画許可 を取得した (図7)。翌年、開発事業者は新たに設計変更を 実施し、42 階建てと 36 階建ての 2 棟の高層建築物におい て 995 戸の住宅, 190 室のホテル, 7,600m2 のオフィス, 3,650m2の店舗を建設する計画許可を新たに取得しようと 試みた。しかし、アフォーダブル住宅の増加による事業採算 性の欠如と, 従前建物よりも減少するオフィス床面積が雇用 増加を目指しているロンドンプランに反することを理由に, イズリントン区は 2013 年 11 月に不許可とした。しかし、翌 月にロンドン市長がコールイン制度(5)を用いて計画許可の 結果に介入し, 市の都市計画部局が開発事業者と交渉して 930 戸の住宅, 7,535m2のオフィス, 3,487m2の店舗に建 物規模を縮小させて計画許可を2014年4月に承認した。

この都市開発では、現物貢献として全住戸の30%をア フォーダブル住宅として供給し、さらにアフォーダブルワー クスペースとして約70m<sup>2</sup>のオフィス床を10年間,半額の 賃料で自治体に賃貸することを義務付けた。また、資金貢 献として交通関係 225 万ポンド、オープンスペース 61 万 ポンド, スポーツ施設 77 万ポンド, コミュニティ施設 69.5 万ポンド, ヘルスケア施設 106 万ポンド, 初等教育施設 102 万ポンド,バスサービス 45 万ドル,サイクルステーション 18.5 万ポンド, カーボン・オフセット 270 万ポンド, パブ リックアート 53.5 万ポンド, モニタリング費 11.6 万ポン ドを提供した。





図7 アフォーダブルスペースを導入した 250 City Road (出典: Foster Partners)

#### 4. おわりに

英国では、民間事業者に要求する計画義務に詳細なア フォーダブル住宅やワークスペースの設置基準を設けるこ とで、都市空間のアフォーダビリティの確保に努めている。 この基準導入には、貢献を伴う都市開発の収益性の事前検 証と定期的なモニタリングを通して、民間事業者の事業意 欲を喪失しないように配慮し, 貢献内容を最大化させる工 夫が各自治体で行われている。こうした計画義務の PDCA サイクルが都市空間のアフォーダビリティの確保にも大き な役割を果たしているといえる。

#### <補注>

- (1) 2010年10月の歳出計画によって、市場価格の5~6割に設定さ れていた金額を8割に変更することで、追加収入を新たな社会 住宅の建設に再投資するアフォーダブル・レントが導入された。 そのため、現在では市場価格の5~6割に設定されているソーシャ ル・レントと、市場価格の8割に設定されているアフォーダブ ル・レントの社会住宅が混在している。なお、住宅価格の増加 が著しいロンドン市では、アフォーダブル・レントへの転換が 禁止されている。
- 開発計画 (Development Plan) とは、広域自治体である County, 基礎自治体である District, County と District を合わせた機能を 有する Unitary Authority が策定する総合計画を総称したもので ある。なお、District に相当する開発計画はローカル・プラン (Local Plan) と呼ばれている。ロンドン市は、広域自治体である Greater London Authority と基礎自治体である 32 区から構成され ており、さらに中心部には Unitary Authority の機能を有した City of London から構成されている。
- (3) イングランドでは、年間 16~18 万戸の住宅が供給されているた め、アフォーダブル住宅は2~3割を占めている。
- (4) 計画義務は、民間事業者が貢献を直接実施する現物貢献(in-kind contributions) と、自治体等が貢献を実施するために費用を支払 う資金貢献(financial contributions)に分類される。
- (5) コールイン制度とは、自治体が行う開発計画の策定や計画許可 に上位機関が介入し、自治体に代わって上位機関が自ら開発計 画の策定や計画許可を判断する制度である。

#### <参考文献>

- 1) Wendy Wilson, Cassie Barton (2023) "What is affordable housing?" House of Commons Library
- Ministry of Housing Communities & Local Government (2021) "National Planning Policy Framework"
- Department for Levelling Up, Housing  $\,\&\,$  Communities (2022)"Affordable housing supply in England: 2021 to 2022"
- Department for Communities and Local Government (2017) "The value, impact and delivery of the Community Infrastructure Levy Report of Study"
- City of London (2021) "Planning Obligations Supplementary Planning Document"
- City of London (2019) "The Section 106 & Community Infrastructure Levy Monitoring Report"
- Greater London Authority (2021) "London Plan 2021"
- British Council for Offices (2011) "Affordable Workspace: A Solution, Not a Problem" BCO Research & Policy
- BusinessLDN (2022) "Delivering Affordable Workspace in London"
- London Borough of Islington (2011) "Islington's Core Strategy"
- London Borough of Islington (2016) "Planning Obligations (Section 106) Supplementary Planning Document"